（償還計画）

**第三十五条**　機構は、毎事業年度、長期借入金及び機構債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第十九条第一項を次のように改める。

機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　寄託金運用業務

二　助成業務

三　文献に係る第二十三条第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）のうち政令で定めるもの（以下「文献情報提供業務」という。）

四　前三号に掲げる業務以外の業務

第十九条第二項中「前条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　寄託金運用業務に係る業務上の余裕金の運用については、第二十七条の規定を準用する。

第十九条を第三十一条とする。

第十八条の三第一項中「第十八条各号」を「第二十三条各号」に、「次条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の五条及び章名を加える。

（国立大学寄託金の運用）

**第二十六条**　国立大学寄託金の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。

一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券（有価証券に係る標準物（同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいう。第五号において「標準物」という。）を含む。）であって政令で定めるもの（株式を除く。）の売買（デリバティブ取引（同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第八号において同じ。）に該当するものについては、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

二　預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。）

三　信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定する信託（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。第二十九条第四項において同じ。）であって政令で定めるものを締結して行うものを除く。）にあっては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ　前二号及び次号から第八号までに掲げる方法

ロ　コール資金の貸付け又は手形の割引

四　第一号の規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

五　債券オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させ、又は解除させることができる権利であって政令で定めるものをいう。）の取得又は付与（第一号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

六　先物外国為替（外国通貨をもって表示される支払手段であって、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引の対象となるものをいう。）の売買（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

七　通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引を成立させることができる権利であって政令で定めるものをいう。）の取得又は付与（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

八　第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であって政令で定めるもの（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

（助成勘定に属する資金の運用）

**第二十七条**　機構は、第二十三条第六号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「助成業務」という。）に係る勘定（以下「助成勘定」という。）に属する資金を運用するに当たっては、前条各号に掲げる方法以外の方法によってはならない。

２　助成勘定に属する資金の運用（以下「助成資金運用」という。）については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。

（助成資金運用の基本指針）

**第二十八条**　文部科学大臣は、助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定め、これを機構に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　助成資金運用に関する基本的な方針

二　助成資金運用における資産の構成の目標に関する基本的な事項

三　助成資金運用に必要な資金の調達に関する基本的な事項

四　助成資金運用に関し、機構が遵守すべき基本的な事項

五　その他助成資金運用に関する重要事項

（助成資金運用の基本方針等）

**第二十九条**　機構は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、基本指針に基づき、運用の目的その他文部科学省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

２　文部科学大臣は、前項に規定する基本方針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　助成資金運用の長期的な観点からの安全かつ効率的な実施に資するものであること。

二　基本指針に照らし適切なものであること。

三　この法律（これに基づく命令を含む。）その他の法令に反するものでないこと。

３　機構は、第一項の認可を受けた基本方針に従って、助成資金運用を行わなければならない。

４　機構は、第二十六条第三号に掲げる方法により助成資金運用を行う場合においては、当該運用に関する信託契約及び投資一任契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の認可を受けた基本方針の趣旨に沿って契約を履行すべきことを、文部科学省令で定めるところにより、示さなければならない。

５　文部科学大臣は、第一項の認可をした基本方針が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その基本方針を変更すべきことを命ずることができる。

６　機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その基本方針を公表しなければならない。

（特に必要がある場合の文部科学大臣の要求）

**第三十条**　文部科学大臣は、助成資金運用の安全かつ効率的な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、助成資金運用の方法の見直しその他の必要な措置をとることを求めることができる。

２　機構は、文部科学大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。